

徳島県作業療法士連盟

規 約

徳島県作業療法士連盟

規 約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、徳島県作業療法士連盟と称する（以下「本連盟」という）。

(目的と設立)

第2条 本連盟は、一般社団法人 徳島県作業療法士会と両輪となって連携し、作業療法及び作業療法士の社会的価値を高め、作業療法を取り巻く環境が未来に向けて希望が持てるよう必要な政策提言等を行い、もって徳島県民の保健・医療・福祉の発展及び充実に資することを目的とする。

(本部)

第3条 本連盟の本部を次の所在地に置く。
徳島県徳島市東吉野町二丁目16番地（株式会社 豊結会 内）

(活動)

第4条 本連盟の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 一般社団法人 徳島県作業療法士会との情報交換（役員との意見交換）及び政策の実現に向けた提言
- (2) 関係行政機関（徳島県並びに県下市町村）との連携を推進する諸活動
- (3) 政党並びに政策協定を結んだ議員との関係を強化するための諸活動
- (4) リハビリテーション関連団体を始め関係諸団体との連携強化のための諸活動
- (5) 政策に関する勉強会・研修会の定期開催
- (6) 県民の健康的な生活に寄与するため、一般社団法人 徳島県作業療法士会と共に作業療法の振興活動への積極的関与
- (7) 政治資金規正法に基づく諸活動
- (8) 前各号のほか本連盟の目的を達成するために必要な諸活動

(組織)

第5条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する者をもって組織する。

第2章 会 員

(種別)

第6条 本連盟の会員は、本連盟の目的に賛同する正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、一般社団法人 徳島県作業療法士会の会員であり、本連盟の趣旨に賛同し、入会した者をいう。
- 3 賛助会員は、正会員以外で、本連盟の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により申し込む。

(会費)

第8条 正会員は、本連盟において定める会費を本部に納入する。
2 賛助会員の会費は、本連盟において定め、本部の収入とする。

(寄附)

第9条 本連盟は、本連盟の目的・活動に賛同する者から寄附を受けることができる。

(除名)

第10条 会員にして次の行為をなしたる者は役員会の議を経て退会させる。但し本人に弁明の機会が与えられる。
(1) 本連盟の規約及び決議に違反したとき
(2) 本連盟の名誉を汚したとき

第3章 役員

(定数)

第11条 本連盟に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 常務理事 2名
(3) 事務局長 1名
(4) 理事 7名以上
(5) 監事 2名
2 副会長は専務理事を兼任する。
3 会長・副会長（専務理事）・常務理事・事務局長は、理事の定数に含む。

(役員職務)

第12条 会長は、本連盟を代表し、会務を統理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。
3 理事は、規約及び総会の議決に基づき、本連盟の次の活動を執行する。
(1) 組織・事務に関すること
(2) 財務に関すること
(3) 渉外に関すること
(4) 調査に関すること
(5) 企画調整に関すること
(6) 学修に関すること
(7) 広報に関すること
(8) その他、本連盟の活動に関すること
4 監事は、会務の執行状況及び会計を監査する。

(選出)

第13条 理事及び監事は、社員の中から総会において選任する。ただし、必要があれば社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長・副会長（専務理事）・常務理事・事務局長は、理事の中から互選する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(任期)

- 第14条 役員任期は2年とする。総会の承認をもって再任は妨げない。
- 2 任期の始期は、選任された通常総会の終了の翌日とする。
 - 3 役員が欠けたときは、その補欠の役員を役員会にて選任しなければならない。
 - 4 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 任期満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

(顧問・相談役)

- 第15条 必要があれば会長選任の下に顧問及び相談役を置くことができ、その任期は2年とする。総会の承認をもって再任は妨げない。

(報酬)

- 第16条 役員は無報酬とする。

第4章 会議

(会議種別)

- 第17条 会議は、総会・役員会とする。

(総会種別)

- 第18条 本連盟の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会開催)

- 第19条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(総会招集)

- 第20条 通常総会及び臨時総会の招集は、開会の30日前までに、会長が目的とする事項及び日時場所を告知して行う。

(総会構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会議長)

- 第22条 総会に議長を置く。
- 2 議長は1名とし、正会員の中から総会において選出し、承認を受ける。

(議決事項)

- 第23条 総会は、本連盟に関する事項を議決する。
- (1) 活動方針に関する事項
 - (2) 予算・決算の承認に関する事項
 - (3) 役員会で総会の議決を要すると定めた事項
 - (4) その他の必要事項

(総会議決)

第24条 総会における議決は正会員の出席者の4分の1をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会)

第25条 役員会は、総会に次ぐ議決機関とする。
2 会長が招集し議長となる。

(役員会審議事項)

第26条 役員会は、本連盟の運営に関する事項を審議する。
(1) 本連盟の運営に関する事項
(2) 総会に付する議案に関する事項
(3) 予算及び決算に関する事項
(4) 役員会で総会の議決を要すると定めた事項
(5) 本連盟の支部の設立の承認に関する事項
(6) 本連盟の会員に関する事項
(7) その他において必要と認めた事項

第5章 事務局

(事務局)

第27条 本連盟本部に事務局を置き、本連盟の庶務を掌理する。
2 事務局には、若干名の職員を置くことができる。
3 事務局職員は、会長が任命する。

(支部組織)

第28条 本連盟は、必要があれば支部組織を作ることができる。

第6章 会計

(会計年度)

第29条 本連盟の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

(会計責任者)

第30条 政治資金規正法届出会計責任者は、会長がこれを選任する。

(歳入)

第31条 会費・寄附金及びその他の収入とする。

(歳出)

第32条 運営・活動上必要な経費を会計責任者の承認の上、支出する。

第7章 扶 助

(補償)

第33条

会員が本連盟の議決決定指示に基づく組織活動の遂行中又はその遂行によって死亡・負傷・罹病その他全ての不利益処分などの事項が発生したときは、役員会の議決を経て本連盟において補償する。

第8章 雑 則

(別途規程)

第34条

本規約に定めのないものについては、役員会の議決を経て、必要な規程を別に定めることができる。

(附則)

本規約は、令和6年5月6日より施行する。

徳島県作業療法士連盟